

移民問題

ウガンダ人難民不認定処分取消訴訟から考える 難民認定法上の個別把握論問題

弁護士 川津 聡

2016年7月28日、名古屋高等裁判所にて、難民不認定処分の取消等を求めた行政訴訟で、原告を難民であると認定する逆転勝訴判決を得ました。

難民認定法の解釈において意義を有する判決になったと思われまますので、ご報告します。

1 原告に対する迫害

中央アフリカの国、ウガンダ出身の30代女性であるLさんは、2008年7月に来日しました。

彼女は、FDCと略称される最大野党に所属して政治活動を行い、市民団体で女性の地位向上のための運動に携わり、ウガンダの民主化を目指していた中流階級の女性でした。ところが、ウガンダ政府から市民運動や政治活動の中止などを命じる手紙を受け取り、それに従わないでいると、夜、帰宅途上で何者かに襲撃されました。襲撃者たちは黄色い服を着て、「キボコ」という鞭のような細い棒をふるうなど、キボコスクワッドと呼ばれる親政府暴力集団の特徴を備えていました。2007年7月ごろの出来事でした。

Lさんは暴行の結果である意識不明の状態から辛くも回復しましたが、妊娠していた子どもを流産しました。回復後、Lさんは市民団体の活動を退き、自宅を離れて療養していたところ、1ヶ月ほどしてウガンダ政府からまた手紙が彼女の自宅へ届いたことを療養先で知りました。

手紙を知り、ウガンダにこれ以上いれば殺されると考えたLさんは、転職して海外出張を口実に来日したのです。Lさんの夫、子どもたちと離れ、中流階級としてのそれなりに恵まれた生活を諦めてまでの苦渋の選択でした。

2 難民申請と不認定処分までの経過

来日したものの、Lさんは携帯電話などの自前の通信手段を持たず、ウェブサイトなども見られませんでした。そのため、難民申請の方法がよくわからず、当初認められた在留期間を超えて1年ほどが経過してしまいました。しかし、幸いにも2008年10月ごろ、他人の携帯電話を借りることで、難民支援協会という団体と連絡を取ることができ、詳しい手続を知ることができました。

Lさんは、出国時、何も自らが受けた迫害の資料を持ち出すことができませんでしたが、来日後、体調を崩した際に、ウガンダ国内にいる友人を通じて、2007年7月の暴行後に受診した病院から診断書を入手していました。その診断書と、市民団体でのLさんの活動の様子を撮影した写真

等を資料として提出し、2008年11月、難民認定を名古屋入国管理局（名古屋入管と略称します）に対して申請しました。

ところが、名古屋入管は、申請の時点で在留期間を超えて日本に滞在していたことから不法滞在であるとして国外退去手続に入った上で、2011年1月、Lさんを難民と認定しない処分を行い、これを通知してきました。その理由は、FDCが合法政党であること、ウガンダでは政党活動が禁止されていないこと、市民団体の活動内容や出国前の療養していた期間に市民団体の活動から退いていたことなどから、彼女の「活動が本国政府から個別に注視されるものとは認められ」ない、などというものでした。

3 原告との出会い

この段階で、Lさんは、難民事件を多く手がけてきた川口直也弁護士に相談することにしました。川口弁護士は、名古屋難民弁護団においてリーダー的存在である弁護士でした。そして、2009年9月に弁護士登録して、最初の所属事務所の同僚であった伊藤朝日太郎弁護士から誘われ、名古屋難民弁護団に加入していた私に担当を依頼してきました。

私は、労働者側での労働事件と刑事事件を主に手がけたくて弁護士を目指した人間ですので、正直なところ、これが法的に難民として認められるのかという見通しは全く立ちませんでした。しかし、大学で学生運動に関わった経験もあることから、権力側の弾圧手法として、軍隊、警察など正規の権力機関ではなく、民間の集団を利用して暴力を振るわせ、萎縮させるということはいかにもありそうに思われました。

Lさんが受け取ったウガンダ政府からの3通の手紙のうち、後の2通は、ちょうど襲撃事件を挟むような時期にLさんに送られていますが、それもウガンダ政府が襲撃事件に関与し、襲撃で生じた畏怖や萎縮を最大限に利用する思惑があったことを示しているように見えました。

不認定理由は、FDCが合法政党だとかウガンダでは政党活動が禁止されていないだとか言いますが、国家による野党活動家に対する迫害について何も知らない「ど素人」であるとは思われぬ理由です。「合法化されたら国家による迫害が終わる」など、民主政治を勝ち取ったいかなる国の歴史を見てもそんな事実はないはずです。合法化されればされたで、迫害も合法を装ってより巧妙に行われるのが歴史の教訓でしょう。私にはむしろ、政府機関でなく親政府集団による襲撃という手法が、野党が合法化されて間もない国における巧妙な迫害として、自然だとすら感じられました。

私は、Lさんが難民として救済されるにふさわしい人であると直感しました。国家による人権侵害から身を守る最後の方法としての国外逃亡を、法的に根拠付けるのが難民認定なら、この人をウガンダへ強制送還して、親政府集団の襲撃で殺害されることになりでもしたら、難民制度の存在意義が問われると思いました。ですから、川口直也弁護士に、その直感を伝えました。

それから、私と川口直也弁護士とLさんの、司法を舞台とした日本の難民行政との長い戦い

が始まりました。

4 訴訟における争点と弁護団の取り組み

とはいえ、難民事件についてはそれこそ素人同然の私でしたし、そもそも弁護士としての経験自体、まだほとんどないに等しいような時期でした。いざ、難民事件を訴訟提起するとすると、多くの困難が待っていました。

(1) 言語の壁

まず、日本語が通じません。Lさんは、ウガンダの公用語である英語を一応使えましたが、堪能というほどではありませんでした。ウガンダでは、スワヒリ語やルガンダ語という言葉が多く使われており、日常生活ではそれらの言語で意思疎通します。英語は、Lさんにとって第2の言語でした。といっても、ルガンダ語の通訳など見つかりませんから、英語で何とか意思疎通するしかありませんでした。

ところが、英語での意思疎通ですら困難を極めました。Lさんの迫害され来日するまでの経過は長期にわたり、複雑な事情であるのに、そのうちの1日の出来事、多くの背景事情の一つですら、数時間をかけて聴き取らねばならず、しかも後日になると微妙に異なった説明となることもしばしばでした。

こちらの問いにも相手の答えにも、通訳の理解が介在しているため、正確にやりとりできないことが頻繁に生じることが原因と考えられます。これらの体験から、せいぜい数時間で行われ、しかも休憩を挟む等の工夫もなかったであろう名古屋入管での事情聴取がいかに不十分であるか、身をもって知ることができました。

法的論点の見通しや、事実認定を巡って特定の証拠が必要であることなど、弁護士の見解、方針についてLさんの理解を得ようとすると、数時間をかけても結局伝わったかどうかははっきりしないことが何度もありました。そして、こちらの考えが伝わらないと、こちらが聴き取りたい、頼みたいことも伝わらず、事実関係の聴き取りでも、なかなか重要な情報が出てこないという悪循環でした。

最終的に、Lさんの友人がボランティアで専属の通訳のように頑張ってくれましたので、多少は打合せが進むようになりましたが、その人がいなければどんな袋小路に迷い込んだか分かったものではありません。

(2) 証拠の不足

次に、証拠がありません。これは難民事件全てに共通することですが、難民たちは迫害により命からがら、可能な限り急いで出国することがほとんどです。また、空港などで出国手続を行う際に、所持品の検査等により迫害の証拠物品が当局に見つかり、その場で何か口実を設けて逮捕されるなどの不安がつきまといまいます。そのため、例えばLさんの場合のウガンダ政府から届いた手紙など、重要な証拠となる物を残して出てくることが多いのです。

そのため、諸外国では、難民認定における証拠は申請者の供述だけであることもやむを得な

いという前提の下に、申請者の難民に該当する事実関係を立証する責任を緩和するか、申請を受けた行政側に負わせるなどの工夫がされています。ところが、日本の難民行政は、立証責任は難民にあるという立場を堅持しており、それに沿う裁判例も多くあります。その結果、証拠がないために難民であることの理由となる事情の存在を証明できず、認定されない申請者が非常に数多く生じます。

Lさんの場合も、当初はFDCの党員であることの証明すら本人の言葉によるほかになく、先が危ぶまれました。しかし、訴訟提起後1年ほどが経過した時点で、Lさんがウガンダ国内のFDCに連絡を取ることを決意して、電話で何らかの党籍の証明文書の送付を依頼したところ、数ヶ月ほどしてFDCの党章が入った便せんに印刷された手紙を入手できました。手紙は、インターネット上のニュースにも出たことがあるFDC幹部からで、内容は党員であるLさんをぜひ助けてほしいというものでした。

Lさんが難民と認定しない処分を受けた段階でこの手紙の依頼をできなかったのは、そのような連絡をして、日本とウガンダ間でやりとりすることで、自分にもFDCの仲間たちにも何らかの迫害があるのではないかと逡巡したためでした。

(3) 経済的困難

さらには、お金がありませんでした。冗談のように聞こえますが、難民事件では申請者にお金がないことは本当に深刻な問題なのです。何しろ、申請者たちは多くの場合、すでに難民であること以外の理由では在留許可がない状態ですので、日本で働いて給料を得ることは違法になります。また、政府によって難民申請を却下されると、裁判や異議手続でこれを逆転できるまで不法滞在者であることになり、生活保護などの福祉の給付も得られません。

したがって、難民支援団体からの援助金くらいしか、生計を立てる方法がありません。このことは、例えば母国へ長距離電話をかけて協力を求めるにもお金がない、とか、通訳を依頼するにもお金がない、とか、訴訟活動にも影響を与えます。当然、難民事件の代理人に就任する弁護士は、ほぼボランティア状態で取り組むことを強いられます。日弁連委託援助もありますが金額が低く、本件のように数年にわたる弁護活動が必要なことも多いため、報酬としては余りにも不十分です。そのために、難民事件を手がける（ことのできる）弁護士はあまり多くないのが実情です。

(4) 提訴

このように数々の困難に見舞われましたが、ここで自分が手を引くと、本国へ送還されてLさんは逮捕、拷問のうえ、殺されてしまうのだろうかと考えると、苦悩しつつも手を引くことはできませんでした。

膨大な時間をかけて何とか訴状を作成できるだけの事情を聴き取り、2011年7月27日付で提訴しました。証拠として提出できるのは、上記の診断書を除けば、ウガンダ国内の人権状況についてカナダ、アメリカ、イギリスなどが作成しウェブ上で公開している報告書や、発信者が誰かも定かならぬウェブ上の記事くらいという状態でした。

すると待っていたのは、上記の困難を理解しない裁判所による厳しい迅速審理の要請でした。最初の数回の期日は通常どおりの訴訟指揮という印象だったのですが、その後、期日を入れてもこちらに新たな攻撃材料がないということが続くと、どんどん冷たい対応になっていくのを肌で感じました。

第1回期日から1年以上が経過し、そもそも2ヶ月に1回程度しか審理の期日が入らないのですが、それ以上期日を入れてもむしろ敗訴判決を早めるだけではないかと途方に暮れていたころ、先に触れたFDCからの手紙が入手できました。今、高裁判決を見ると、そこが本件のターニングポイントでした。

(5) 個別把握論

先にも書いたとおり、Lさんを難民認定しない理由は、「活動が本国政府から個別に注視されるものとは認められ」ないというものでした。Lさんは、FDC活動家としてウガンダ政府から知られていない、ということです。しかし、人権状況に関する各国や人権団体の報告書などを見ると、ウガンダの国内情勢は、Lさんが個別に政府から注視されなければ安全という生やさしいものではありませんでした。

FDCの活動家であれば、地位や知名度に関わりなく、逮捕され監禁され拷問され、場合によっては殺される可能性があるのが、ウガンダという国です。仮に、政府から名を知られなければ迫害されないとしても、帰国後、何かの拍子に知られてしまえば、直ちに迫害の具体的危険が生じることは明らかです。

日本政府は、ウガンダ政府に活動家として知られてしまってから、もう一度日本へ来て、難民申請しろというのでしょうか。活動家として知られたと本人にわかるのが逮捕拷問されたときであったら、どうすればいいのでしょうか。

このように、「難民とされるには政府から個別に把握されなければならない」という日本の難民行政の考え方（難民認定法の解釈上、「個別把握論」と呼ばれるようです）には、保護される範囲が狭くなりすぎ、難民認定制度の目的が果たされないという大きな欠点があることは明白です。

FDCからの手紙を得たことで、LさんがFDC 党員であることは証明できました。しかし、Lさんが難民ではないという国側の立場は、これによっても変わりませんでした。党員であるからといって個別に注視されているとは限りませんので、これは個別把握論の論理的帰結でもありました。

(6) 異議申立手続

Lさんは、訴訟提起と並行して、名古屋入管での異議申立手続の利用も申し立てていました。訴訟が始まると、長期にわたり異議申立手続（参与員による難民申請者の口頭意見陳述）の実施は放置されました。

しかし、訴訟において裁判長が異議手続の結論を見てから判決を出したいかのような発言をするようになり、2014年3月19日、実施されました。実施に当たっては、通訳を誰にするかについて、名古屋入管との間で何度かのやりとりがありました。名古屋入管は、普段の入管における業

務で通訳を依頼している者に依頼しようと思いますが、ウガンダの政治・社会・経済情勢や文化に詳しい、あるいは難民申請者から信頼が厚いなど、申請者の伝えたい真意を的確に参与員に伝えるためには通訳の人選から慎重に行う必要があります。

紆余曲折があり、私はすでに名古屋から高山へ移っていたこともあって、この点のやりとりは主に川口直也弁護士が行いました。そのため、詳細を述べることは控えますが、何とか弁護団の推薦する通訳を採用してもらうことができました。

しかし、難民不認定の理由をさらに詳細にした理由で異議は棄却されました。棄却理由の第1は、LさんがFDCにおいて指導的立場にないから政府から個別に注視されていない、というものでした。個別把握論に立った上で、個別把握されていないと評価する理由を明らかにしたといえるでしょう。第2は、ウガンダ政府から監視対象にされていた可能性を示すエピソードに関し、それはLさんの憶測であるというものでした。第3は、襲撃事件に関し、他のFDC党員をも襲撃の対象としていたため、Lさんをことさらに狙っていないというものでした。

これを読んでなぜ棄却理由となるか俄には理解できない方もいらっしゃるかもしれませんが、これは個別把握論に立って個別把握されていた可能性を潰すための理由なのです。一般的な市民の感覚からすれば、他の党員を襲撃対象としていたのでLさんも党員である限りまた襲撃されるかもしれないということになり、むしろLさんを保護する必要性が高いという発想になるでしょうが、日本の難民行政の発想は明後日の方を向いているのです。

第4の理由は、Lさんの出国後、ウガンダ政府がLさんの行方を捜していると友人から聞いたというが伝聞に過ぎず信用できないというものでした。

ここまでの理由は、要するに、個別把握論に立った上で、個別に把握注視されていた可能性がないというものです。しかし、最後の理由は個別把握論とは異なる観点からの理由でした。

第5の理由は、出国に当たって転職するなどして時間が経過したことについて、「迫害を受けるおそれを有する者の行動として切迫感に欠ける」というものでした。第5の理由に対しては、強い憤りが湧き上がるのを抑えられませんでした。こう言うのはなんですが、平和な（最近はそうでもないようですが）日本でぬくぬくと育ち、難民調査を行う役人であるなど身分も保障された者に、難民の「切迫感」の何が分かるのでしょうか。ウガンダへ行って反政府活動をしてから言え、とまでは言いませんが、もう少し他人の人生に対して謙虚であるべきではないかと思われてなりません。

このように異議棄却はLさんに対する難民不認定の不当性をより強調したとあって差し支えない理由でしたので、Lさんと弁護団は、異議棄却に対しても取消訴訟を提起しました。

（7）その後の訴訟活動

口頭意見陳述が実施される少し前から、事件の行き詰まりを見かねた川口直也弁護士が難民弁護団から引っ張ってきた新人弁護士を加えて、本件の弁護団は4人となっていました。

FDCからの手紙を得て、異議申立を棄却された後の弁護団の方針は、「いかにして個別把握

論を打破するか」という方向に絞られました。一つは、個別に注視されていた証拠を入手提出して個別把握論の見地からも難民であると主張する方向であり、もう一つは、個別把握論そのものが誤りであって、FDC 会員である以上、それだけで難民であると主張する方向でした。

Lさんの場合、政府からの手紙と襲撃事件を考え合わせると、政府から個別に注視されていた可能性もあると考えられました。そのため、個別把握論に基づく難民不認定の判断であっても、その判断の前提となる調査が不十分であれば、それが処分の取消事由となることも考えました。判断の前提となる調査の内容を明らかにするには、名古屋入管や上級庁の内部文書を提出する必要があります。

FDC からの手紙を証拠提出した後もなお、裁判所の冷たい対応は変わりませんでしたので、裁判所が個別把握論そのものを誤りとはしないと予想されました。弁護団は、Lさんの手元には証拠が足りないこともあり、情報公開法に基づき、行政当局が保有しているLさんに関する記録を開示させるなどしようとしていました。しかし、文書開示の要求に対しては重要部分が黒塗りという状況が続き、それではと黒塗り部分について文書提出命令を申し立てても、「必要性がない」と抗告ができない理由で認められませんでした。

本人と打ち合わせでも、日本国内でウガンダ政府を批判する運動に加わったことくらいで、何も出ませんでした。Lさんが日本国内で運動を始めたことは、彼女の人生においてはそれなりに大きな出来事だったので、それが訴訟の打開につながるもどかしさを感じました。ウガンダ情勢に詳しい研究者の方に意見書の作成を求めようともしましたが、そもそも、そのような研究者の方が見つかりませんでした。

また、大阪でウガンダ人の方を難民と認定する判決が相次いで出たため、それらの事件の代理人弁護士に働きかけてその資料等も入手しました。本人の許可が得られないために、資料そのものを送ることはできないと言われ、弁護士限りで見せてもらうなどの方法を議論したこともありました。

正直なところ、協力してくれてもいいではないか、けちだなあと思ったりもしましたが、Lさん自身も、日本国内で出会ったウガンダ人に気を許してはいませんでした。難民は、親しい人を本国に残している場合も多く、日本で出会ったウガンダ人が政府与党の支持者や関係者であった場合を考えると、様々な悪い予想をしてしまうのです。

入手できた先行判決及びその事件の資料で、利用できるものは証拠提出し、判決の意義を説明する書面を提出しました。それらの訴訟活動を積み上げ、2015年7月10日、Lさんの尋問を迎えました。尋問では、通訳が重要となりますので、口頭意見陳述でもお願いした方を通訳として採用してもらおうと、裁判所とやりとりを重ねました。

私は高山へ移ってから、直接の裁判所とのやりとりはもちろん、弁護団会議への参加も困難になっていました。しかし、地裁判決までは見届けたいとの思いから、弁護団会議にはスカイプで参加

し、書面作成もできるだけ行っていました。Lさんの主尋問も、私が行いました。尋問が終わった後も、新たな人権状況の報告書や、襲撃事件の経緯に沿ってウガンダの地理状況を伝える資料などを証拠提出するなどして、最後まで努力を重ねました。

(8) 地裁判決

しかし、結果は難民認定をしないという判決でした。その主たる理由は、原告がFDCにおいて指導的立場にないため政府から危険視されないという理由から、個別に注視されていない、ゆえに迫害のおそれはないというもので、異議棄却理由でも示された典型的な個別把握論といえます。また、指導的立場がなく、個別に注視されていなければ理由として十分といわんばかりに、野党勢力が直接の暴力を手段に含む弾圧を日常的に受けているウガンダの国内情勢を全く認定しませんでした。しかも、わざわざLさんの証言、供述や提出した証拠について信用できないなどと評価を行い、襲撃事件があったことやウガンダ政府から手紙が送られたことすら認めないというひどい判決でした。

難民の心情に寄り添う努力は全く感じられない全面敗訴といえる判決です。「指導的立場」でなければ個別に注視されず、従って迫害を受けるはずもないという理論を裁判所が平然と採用したことには、啞然としました。ウガンダに限らず、末端の活動家であっても権力機関による迫害の対象となり得ることは、大学卒業程度の教養があれば常識の範疇に属する知識ではないでしょうか。権力が弾圧するのは敵対勢力の指導的立場にある者とは限らず、弾圧に対する反撃等の消極的効果を、敵対勢力の減退などの積極的効果が上回る場合だということから説き起こして主張を組み立てる必要があるのかと、暗澹たる気持ちになりました。

(9) 控訴審と判決

判決内容にはかなり衝撃を受けましたが、逆に、ここまでひどい判決を許しておくことはできないと闘志が湧きました。そこで、Lさんの控訴の意思を確認すると、地裁判決後は手を引くという考えを改め、最高裁まででもとことんやる決意をしました。

そして、弁護団の総力を挙げて地裁判決を詳細に批判する控訴理由書を書き上げ、さらに、第1回期日までに、全国の難民弁護団が蓄積してきた資料も活用して、個別把握論を難民認定の国際的傾向から徹底批判する書面を提出しました。ところが、控訴審は第1回期日だけで結審されてしまいました。私はやはりだめなのかと司法に絶望する気持ちになりました。

ところが、控訴審判決は、何とLさんの主張を事実認定において全面的に認め、さらにFDC 党員であることだけで難民性を認めたようにも評価できる判示すら行って、Lさんが難民であると認定してくれました。これは、日本の難民行政に巢喰う深刻な誤りである個別把握論を変えていく嚆矢となる判決と評価できます。

控訴審判決後、国側の上告がある場合にどうするかも検討しましたが、幸いにして上告はなく、判決は確定しました。異議棄却に対する取消訴訟は残り、現在、取下げを検討中ですが、Lさんは、2016年9月19日、難民として認定され、在留資格を取得しました。

5 控訴審判決に対する私なりの評価

本件控訴審判決は、ウガンダ難民に関する先駆的な三つの判決の後を追うようにして出ました。その三つの判決とは、平成24年2月23日付大阪地裁判決とその控訴審判決である平成25年2月27日付大阪高裁判決、そして、平成27年8月20日付大阪地裁判決です。

平成24年地裁判決及び翌年の高裁判決は、ウガンダの国内情勢を踏まえてFDC 党員である原告の難民性を認めたものですが、当局から身体拘束を受けたことがあるとの認定であったため、個別把握論の観点からも肯定できる内容でした。

しかし、平成27年地裁判決は、指名手配された（すなわち政府から個別に把握された）という原告の供述が直ちに採用しがたいとしながらも、原告がFDC 党員であること、実際に集会の企画実行、そこでの演説などの政治活動や選挙運動をしていたこと、ウガンダで野党の党員に対する逮捕暴行が行われたことなどを認定し、原告の難民性を認めました。

平成27年地裁判決でも、原告の叔父がFDCの役職に就いていたことなど、間接的に個別把握の可能性を示唆する事実は認定されていましたが、主たる理由は、FDC 党員として活動したこと、野党勢力に対する迫害があることと評価できる内容でした。

これらの判決に対し、本件の控訴審判決は、「控訴人が、ウガンダ政府から、FDCの指導的立場にある者として個別的に危険視され、迫害すべき対象として認識されていたとまでは認め難い」と明示的に個別把握されていないことを認定しながらも、ウガンダ政府や親政府集団が「集会や抗議活動に参加するFDC 党員一般に対して」暴行等を行っている情勢から、「ウガンダ政府から迫害を受ける恐れはある」と認定しました。この判示内容は、「集会や抗議活動に参加」していれば、個別把握されていなくとも迫害のおそれはあると認定したと解することができます。

他方で、FDC 党員という難民申請者の所属集団に着目して、一般に迫害の対象となる集団であるFDCに所属していれば迫害の恐れがあるという判断にまでは至っていません。控訴審判決が「集会や抗議活動に参加」という限定を付した理由は、今後の研究対象ではないかと思われるが、ウガンダにおけるFDC 党員迫害の態様に、政治集会の妨害を意図すると思しき暴行（警察による催涙弾打ち込みや親政府集団による襲撃等）が多く見られることを意識して、帰国後、そのような形での迫害を受けることを想定したのかもしれない。

いずれにしても、個別把握論から離れ、難民申請者の所属集団と本国政府の関係を重視する流れを進めるものであり、この判示から所属集団が迫害を受けていることだけを理由に難民性を認めるところまではあと僅かと評価できるのではないのでしょうか。所属集団が迫害を受けていることは、各国の人権状況に関する報告書等の出身国情報で証明できる可能性が高く、それらはインターネットを通じて比較的容易に入手できます。したがって、それだけで難民性が認められるなら、多くの難民認定申請を阻んできた証拠の不足の壁も乗り越えることが可能となります。

本件の控訴審判決が契機となって、日本の難民行政が少しでも難民に利用しやすいものになることを期待しています。

6 最後に

最近、日本でも、特定秘密保護法が成立施行されたことや、「政治的に中立ではない」と行政から評価された集会に対し自治体の後援が得られない、あるいは集会の場所が提供されない傾向が広がっていること、報道の対象や内容に関するメディアの自主規制が行われていることなど、言論の自由が大きく制限され始めていることを示す状況があります。

国際NGO「国境なき記者団」が毎年発表している「報道の自由ランキング」でも、日本は大きく順位を落とし、2016年は72位とされました。ちなみにウガンダは102位でアメリカは41位ですので、この順位からは日本の報道の自由度はアメリカよりウガンダに近いと評価されても仕方ないところではあります。

日本は難民に対して受け入れ国として関わるだけでなく、流出国の一つとなる可能性すら生じているのではないのでしょうか。難民に冷たい行政は、自国民の人権や自由にも冷たい行政とどこかでつながっているように思われます。指導的立場でない者に対する迫害はあり得ないという理論を日本政府自らが政策的に実践するならば、民進党や共産党などの野党の一般党員に対して不当逮捕がなされる国になっても、それら野党の党員が難民として国外へ逃げ出すことは許さないという政策になるでしょう。政党などの集団に対する人権の制約が、特定の者を個別に注視して行われたい限り迫害でないというなら、思想統制も難民を生み出す政策として国際的に非難される謂われはないということになりかねません。

国民が甘受すべきと日本政府が考える人権制約の範囲が、母国で人権を侵害されてもそれを甘受すべきであり、他国へ難民として逃げ出すことは認めない範囲と対応するならば、日本政府の難民行政の厳しさは日本国内の人権状況の厳しさの裏返しといえます。

個別把握論は、乱暴な言い方をすれば、何か絵に描いたような横暴な政治を行う独裁国家があって、その国の警察から名指して追われているといった状況でもなければ難民ではないという理論ですが、実際には思想や言論の自由に対する侵害はもっとわかりにくい巧妙な形で始まるはずで、日本がそのわかりにくさ巧妙さに敏感な国であってほしいと願いますし、敏感であれば個別把握論は克服されていくのではないのでしょうか。

事件がほぼ終結し、今後も難民事件に限らず、弁護士が日本の人権を守る社会的役割を果たす必要が高まっていくと改めて感じました。